

災害時の ペット対策

第1部

地域防災拠点でのペットとの
同行避難対応ガイドライン

第2部

動物救援センターについて

第3部

動物救援病院について



はじめに

現在、横浜市内には約18万頭の犬が登録され、猫については同数程度の飼育が推計されています。

このような犬猫のペット飼育状況にあって、大規模な地震などの災害発生時にペット対策をどのように講じるかは、危機管理上大きな問題であります。

本市では、災害時に必要となるペットケージの備蓄を進め、ペットフード、ペット用品(ペットシートなど)の要請や放浪犬等を保護する施設の用地、負傷したペットの一時保護や治療等についての協定を締結しています。

大規模な災害発生時には、行政と地域が協働して対応することが大切です。

今回、大規模災害発生時の行政と地域の取り組みとして、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」、「動物救援センター」、「動物救援病院」から成る「災害時のペット対策」をとりまとめましたのでご活用いただきたいと思います。

なお、盲導犬、聴導犬、介助犬については、視覚・聴覚等に障害のある方々の社会参加を促進する趣旨で、身体障害者補助犬法に公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が使用する施設(飲食店、デパート、ホテル等)に同伴できると定義されておりますので、地域防災拠点への同行避難においても、受け入れをお願いしたいと考えています。

第 1 部

地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン

【横浜市の対応】

- ・ ケージの購入、備蓄
- ・ テント（ペットの飼育場所等に使用）貸出しの調整
- ・ 横浜市動物救援本部（公益社団法人 横浜市獣医師会、民間組織）の調整

市民の生活様式や価値観が変化する中、犬や猫などの動物と共に暮らす方が増えています。

震災等発生直後には、このような方々がペットを連れて地域防災拠点へ避難することが想定されます。

しかし、地域防災拠点は多くの被災者が避難生活をおくる場であり、他の避難者に迷惑をかけないようにすること、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、各地域防災拠点の実状に応じたペット対策が必要です。

横浜市ではこうした事態に備え、犬や猫を保管するケージの備蓄や屋外にペットの飼育場所を設けた場合のテント貸出し、動物救援活動の推進を目的とした横浜市動物救援本部設立の調整を行っています。

本ガイドラインは、災害発生時に地域防災拠点に犬や猫のペットが連れて来られた場合を想定し、各地域防災拠点の実状に応じたペット同行避難のルールづくりの一案としてご活用いただくことを目的として作成しました。

災害は、いつ発生するかわかりません。平常時から被災した際の対策を講じておくことが大切です。

1

地域防災拠点の対応

地域防災拠点は多くの避難者が共同生活を送る場所です。ペットの受け入れについては、他の避難者の理解が得られるよう、平常時から地域で話し合うなど事前の準備が大切です。

犬・猫の一時飼育場所を想定しておきましょう

体育館や教室内にペットを受け入れることは難しいため、あらかじめ校庭の一角や地域防災拠点近隣の公園にペットの一時飼育場所を想定しておきましょう。

一時飼育場所への誘導

被災者がペットを連れて避難してきた場合、あらかじめ想定した一時飼育場所へ誘導します。



区災害対策本部への連絡 ①(ペット物資の供給)

ペット同行の避難者がいた場合は、区災害対策本部に連絡してください。
ペットに関する物資の要請を行います。



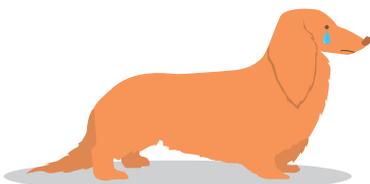
- ・ ペット飼育用のテント
- ・ ケージ
- ・ ペットフード、ペットシート等

物資が届くまで
3日程度は
かかります



区災害対策本部への連絡 ②(ペットの保護管理)

次の事態が生じた場合については、区災害対策本部に連絡してください。



- ・ 飼い主がわからない又は負傷したペットがいる場合
- ・ 被災により飼育困難のペットがいる場合

2

犬・猫の飼い主の対応

多くの被災者が避難する地域防災拠点では、拠点の責任者や他の避難者の理解が得られるよう、拠点で定められたルールを守り、飼い主が責任を持ってペットの飼育管理を行うことが大切です。

平常時の対策 (P.5 資料1「飼い主の皆様へ」参照)

ア ペットのしつけと健康管理

地域防災拠点でのトラブルを防止するため、飼い主は日頃からしつけ(まて、ふせ、キャリーバッグに慣らす等)や健康管理(ワクチン、ノミ駆除等)を行いましょう。

また、飼い主明示(鑑札・狂犬病予防注射済票、迷子札、マイクロチップ等)を忘れずに。万一逃げてしまったペットを探す時に役立ちます。



イ 避難生活の備え

救援物資はすぐに届きません。また、希望する物資が必ず届くわけではありません。

ペットフード、水、薬(最低5日分)やリード、シーツなどを入れた「ペット用非常持出袋」を準備しておきましょう。使い慣れたキャリーバッグやケージなどがあると、ペットは安心します。



ペットの写真、服用薬等の情報を記載した飼育手帳を作っておくと役に立つでしょう。また、ペットが慣れている預け先(親戚、友人など)を探しておくともよいでしょう。

地域防災拠点での対策 (P.6 資料2 地域防災拠点での飼育ルール)

ア ペットの一時飼育場所

多くの被災者が避難する体育館や教室でのペットの飼育は困難です。拠点で想定された飼育場所で、拠点でのルールを守り、飼育しましょう。

イ ペットの飼育管理

ペットの世話や飼育場所の管理は、飼い主が行います。「飼い主の会」をつくるなどして、飼い主同士が協力して行いましょう。

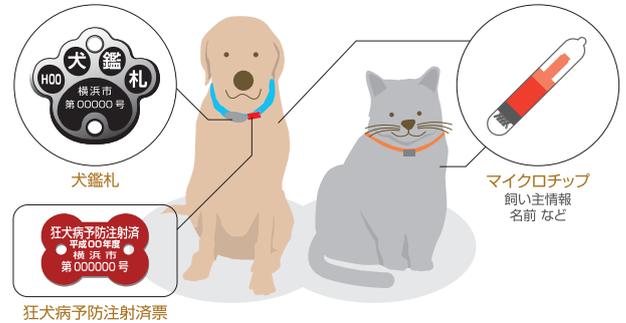
飼い主の皆様へ

災害時に備え、日ごろからペットのしつけや健康管理を適切に行いましょう!

① 飼い主の明示

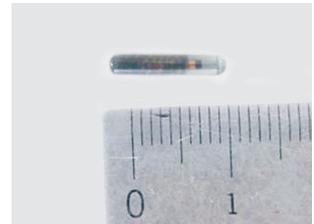
災害時の混乱の中では、ペットと離ればなれになってしまうこともあります。迷子になった動物を探す時や、保護された時、必要となるのが識別情報です。

大切なペットのために、鑑札や狂犬病予防注射済票、迷子札、マイクロチップの装着等、飼い主の明示を徹底しましょう。



※マイクロチップ

直径 2mm、長さ約 8~12 mm の円筒形の電子標識器具で、15桁の数字(番号)が記録されています。一度体内に埋込むと、脱落したり、消失することはほとんどなく、データが書きかえられることもない確実な証明となるため、犬やねこなどのペットを中心として利用者が急増しています。



② 「しつけ」をし、社会性を身につけておきましょう。

緊急時に安全に避難し、また人が集まった場所において、他の避難者に迷惑をかけないために、基本的なしつけをしておきましょう。キャリーバッグやケージに慣らしておくことや、犬では「待て」「座れ」などの服従訓練を、猫では日常的な人とのふれあいに慣らしておくことが必要です。

③ 健康管理

ワクチン、狂犬病予防接種、ダニ・ノミの駆除などを日頃から実施しましょう。

④ 動物用避難用具の確保

救援物資はすぐには届きません。最低でも5日分は必ず用意しましょう。

大切なペットのために、キャリーバッグやペットケージ、「ペット用非常持出袋」を準備しておきましょう。

ペット用
持出袋
(例)

- ア フード、水、薬 : 最低でも5日分は必要。
- イ ペット用品 : ペットシート、新聞紙、リード、糞尿の処理用具など。
- ウ 飼育手帳 : 飼い主の連絡先、ペットの写真、ワクチン接種状況、健康状態、治療中なら治療内容、服用中の薬や検査結果など。

⑤ 預け先の確保

親戚、友人など、ペットの預け先を探しておきましょう。

地域防災拠点での飼育ルール

地域防災拠点へ避難する人の中には、動物の苦手な方やアレルギーの方もいます。
 ペットは首輪に鑑札や名札などを着け、想定された場所で、飼い主が協力してルールを作り、飼育管理してください。地域防災拠点の注意事項を守り、適切に飼育しましょう。

① 適正な飼育管理の実施と危害発生の予防

給餌やその片付け、ペットの清潔保持、疾病の予防や害虫の発生防止等、飼い主が自主的に適正な飼育管理に努め、鳴き声や臭いなどのペットによる苦情や危害の発生を防止しましょう。

② 一時飼育場所及び周囲の環境維持

一時飼育場所やケージ等の清掃の徹底、必要に応じて消毒を行いましょ。ペットの排泄は決められた場所で行い、フン等は飼い主が適切に処理してください。飼い主が互いに協力し、飼育場所、施設等の適正な管理を行いましょ。

③ 地域防災拠点での注意事項の遵守

< 地域防災拠点の注意事項 >



災害に備えて検討しておくべきこと

1 管理担当者

拠点でのペットの世話や飼育場所の管理は、飼い主が行います。「飼い主の会」を作るなどして、飼い主が協力して、責任を持ち、適正に管理できるようにしておきます。

2 管理方法及び内容

給餌、清潔保持、疾病等の予防や害虫の発生防止などのペットの世話のほか、排泄場所、ケージ等の清掃や消毒などペットの飼育場所の管理について決めておきます。

日付	給餌	ケージの清掃	排泄場所の清掃	その他
○/×	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん

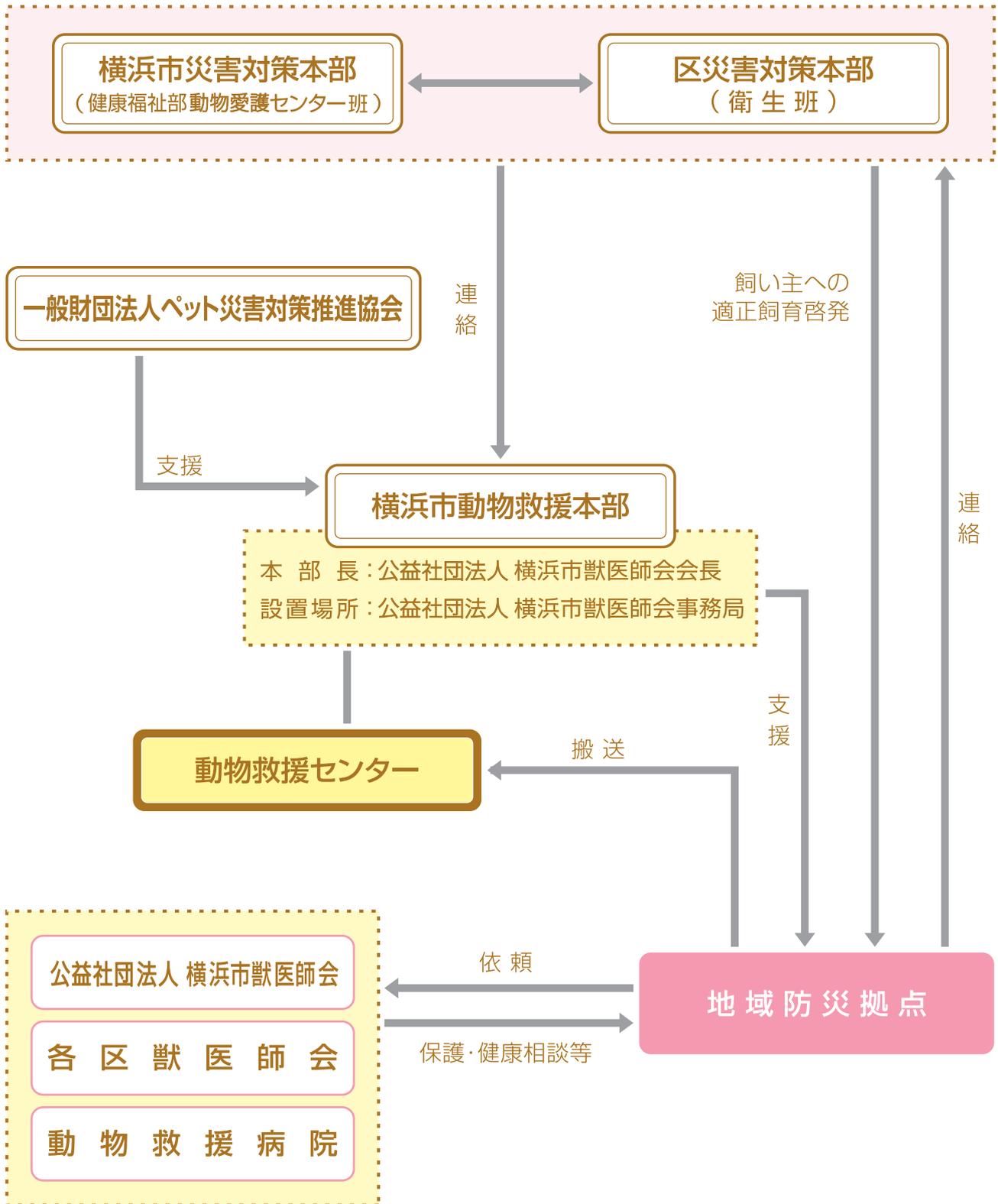
3 日頃の準備

ペットが拠点で受け入れられるよう、日頃から飼い主としての責任を意識し、ルールとマナーを守って飼いましょ。拠点では、鳴き声、臭いや抜け毛等、普段以上に周囲への配慮が大切です。

4 その他

ペットの飼育上で不都合が生じた場合は、協議して対応してください。

動物救援体系組織図



関係機関連絡先一覧表

担当部署	連絡先	災害時の動物に関する主な業務
区役所 生活衛生課		区災害対策本部 衛生班として次の業務を行う。 ・ 飼い主不明動物及び負傷動物の保護収容 ・ 行方不明動物に関する情報提供 ・ その他、動物に係る相談、助言等
横浜市動物救援本部 (民間組織)	751-5032 (公益社団法人 横浜市獣医師会)	一般財団法人ペット災害対策推進協会との連絡・調整、 動物救援活動の円滑化
動物救援センター		動物の応急処置や保護等を行うための保護施設で 災害発生後に必要に応じて設置されます。
動物救援病院		公益社団法人横浜市獣医師会会員の動物病院が一時保護、 治療などの支援を行なう
健康福祉局 健康安全部 動物愛護センター	471-2111	市災害対策本部 動物愛護センター班として次の業務を行う。 ・ 区災害対策本部との連絡・調整 ・ 国、他自治体との連絡・調整 ・ 横浜市動物救援本部、動物救援センターとの連絡・調整
資源循環局 _____事務所		飼い主不明動物の死体の回収

第2部

動物救援センターについて

大規模な災害が起きた場合、現地動物救護本部等が行う被災したペットの救護に関する支援等を行う全国組織として、一般財団法人ペット災害対策推進協会があります。横浜市域では、公益社団法人横浜市獣医師会や動物愛護団体で構成される横浜市動物救援本部が設置されます。

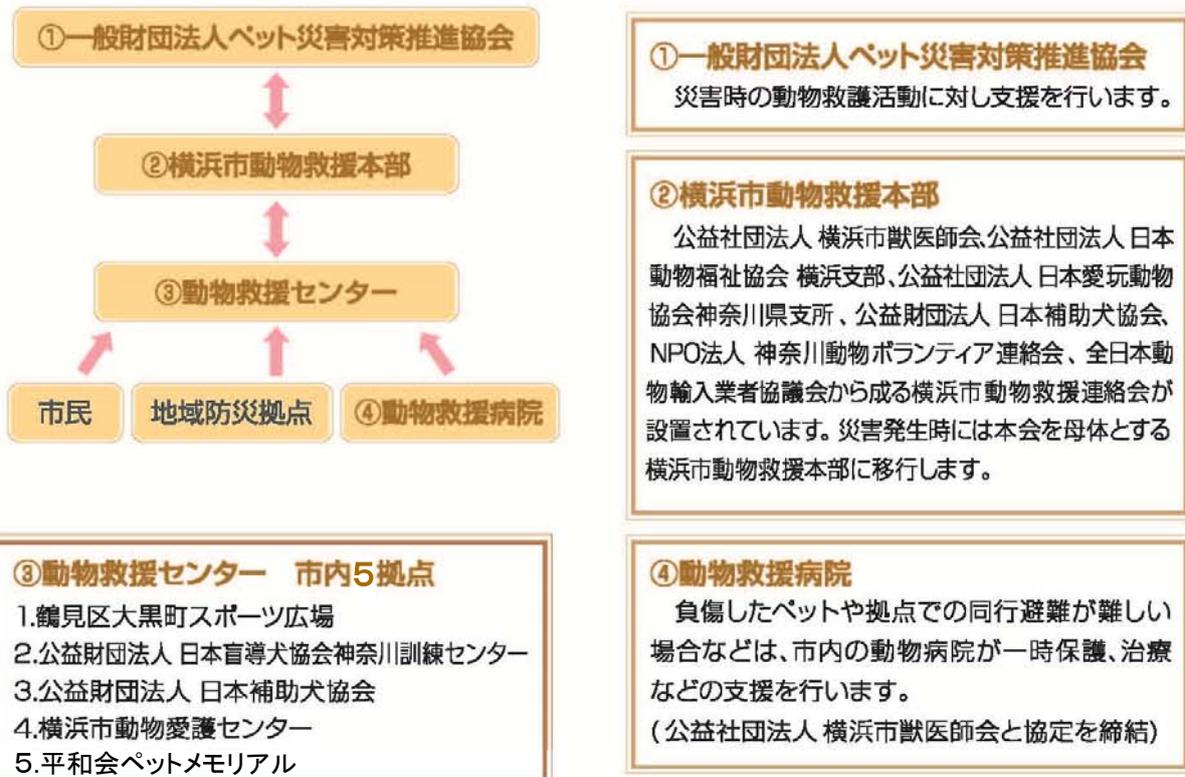
横浜市動物救援本部は、動物救援センターの緊急的設置及びその運営の中心的役割を果たし、動物救援活動を速やかに行います。

動物救援センターの主な活動は、①飼い主とはぐれ放浪しているペットの保護、②被災のため飼育が困難となっている動物、飼い主不明・負傷動物の保護、③ペットに係る相談の受付、④保護したペットの返還(鑑札、迷子札、マイクロチップ等の飼い主明示措置をもとに返還)等です。

横浜市では収容された犬猫の早期返還を図るため、マイクロチップ装着の補助を行っています。

1 災害時の動物救援体制について

動物救援体系組織イメージ図



2

動物救援センターについて

(1) 設置目的

災害時には、市内で多数飼育されているペット(原則として犬、猫)が、飼い主とはぐれるなどの問題が起こります。また、地域防災拠点へのペットの同行避難も予測されますが、地域防災拠点での飼育が困難な場合に、他の場所での保護対策が必要になります。そこで、災害時の動物救援活動を行うための拠点として動物救援センターを設置します。

(2) 設置主体

公益社団法人 横浜市獣医師会、公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部、公益社団法人 日本愛玩動物協会神奈川県支所、公益財団法人 日本補助犬協会、NPO法人 神奈川動物ボランティア連絡会、全日本動物輸入業者協議会から成る横浜市動物救援本部が動物救援センターを設置します。

(3) 救援活動

主な活動としては、飼い主とはぐれたペットの保護収容、負傷動物の応急処置、収容、移送、保管、飼い主への返還及び新たな飼い主探し、動物に関する各種相談受付などを行います。横浜市動物救援本部が運営の中心となり、獣医師、ボランティア等が動物の応急処置、飼育を行います。

(4) 設置期間

災害時に一般財団法人ペット災害対策推進協会が実施する動物救援活動の開始から終了までを想定しています。

ただし、被災状況により5か所の動物救援センターを設置しますが、復旧状況により他の動物救援センターと統合していく場合もあります。

(5) 必要な資材等

必要な資材は、すべて横浜市、一般財団法人ペット災害対策推進協会、横浜市動物救援本部が用意します。

- 1) ペットケージ：横浜市で購入し、備蓄してあります。
- 2) ペットフード：一般社団法人 ペットフード協会に要請します。
- 3) ペット用品：一般社団法人 日本ペット用品工業会に要請します。
- 4) 医薬品：公益社団法人 日本獣医師会、公益社団法人 横浜市獣医師会に要請します。
- 5) テント、プレハブ等：一般財団法人ペット災害対策推進協会に依頼します。

(6) 現在の動物救援センター設置予定地

- 1) 鶴見区大黒町スポーツ広場(鶴見区大黒町18-18)
- 2) 公益財団法人 日本盲導犬協会神奈川訓練センター(港北区新吉田町6001-9)
- 3) 公益財団法人 日本補助犬協会(旭区矢指町1954-1他)
- 4) 横浜市動物愛護センター(神奈川区菅田町75-4)
- 5) 平和会ペットメモリアル(青葉区美しが丘西二丁目15-6, 7)

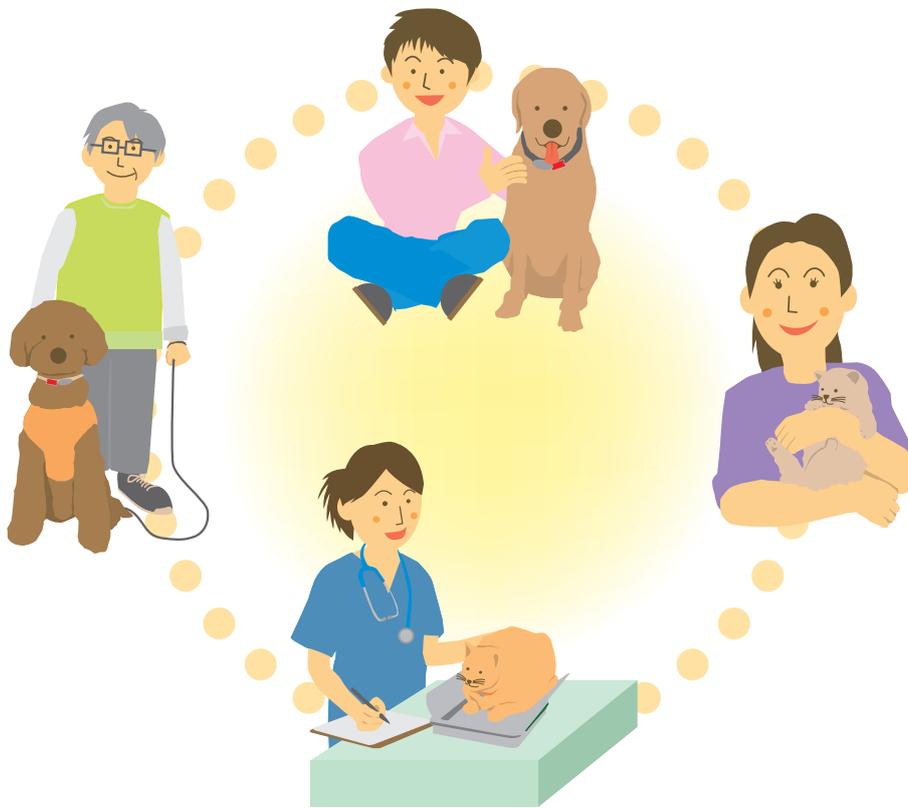
第3部

動物救援病院について

横浜市は、災害時の動物救援活動を実施する上で、必要と認めるときは、公益社団法人 横浜市獣医師会に応援活動を要請します。要請を受けて公益社団法人 横浜市獣医師会は、負傷した犬や猫を市内の公益社団法人 横浜市獣医師会会員動物病院(約250か所)で一時保護、治療などの支援を行います。

各病院には、ケージを購入し、配付済です。

(横浜市と公益社団法人 横浜市獣医師会は、平成18年6月に「災害時の動物救援活動に関する協定」を締結しました。)



横浜市健康福祉局健康安全部動物愛護センター

平成23年5月発行 平成29年2月改訂

〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4

電話 045(471)2111 FAX 045(471)2133